

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害児通所給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、障害児通所給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和4年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児通所給付等に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付等の支給に関する各種事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び児童福祉法に基づき、以下の事務において取扱う。 <p>①障害児通所給付費に関する事務 ②特例障害児通所給付費に関する事務 ③高額障害児通所給付費に関する事務 ④肢体不自由児通所医療費に関する事務 ⑤障害児相談支援給付費に関する事務 ⑥特例障害児相談支援給付費に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1 8の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2 10、11、12、16の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第2 11、56の2、116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士市役所福祉部障害福祉課 〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地 0545-55-2911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士市役所福祉部障害福祉課 〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地 0545-55-2911

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉部障害福祉課	福祉こども部障害福祉課	事後	組織改正による所属名の変更
平成30年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富士市役所福祉部障害福祉課	富士市役所福祉こども部障害福祉課	事後	組織改正による所属名の変更
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富士市役所福祉部障害福祉課	富士市役所福祉こども部障害福祉課	事後	組織改正による所属名の変更
平成31年1月15日	IVリスク対策		追加	事後	評価書様式の変更
平成31年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 伊東 美加	障害福祉課長	事後	評価書様式の変更
令和2年12月25日	IIしきい値判断項目	平成27年9月30日時点	令和2年12月1日時点	事後	前回評価より5年経過するため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による変更
令和4年12月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携における②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第2 10、11、12、16の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条 (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第2 56の2、116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第2 10、11、12、16の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条 (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第2 11、56の2、116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第30条	事後	番号利用法の改正による変更
令和4年12月1日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉こども部障害福祉課	福祉部障害福祉課	事後	組織改正による所属名の変更
令和4年12月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富士市役所福祉こども部障害福祉課	富士市役所福祉部障害福祉課	事後	組織改正による所属名の変更
令和4年12月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富士市役所福祉こども部障害福祉課	富士市役所福祉部障害福祉課	事後	組織改正による所属名の変更